



佐賀県から 交通事故をなくしましょう



佐賀県交通安全
の確保に関する
条例を令和3年
7月6日に改正
しました。

佐賀県交通安全
キャラクター
マニヤー



交通ルールを守りましょう

自転車運転時のかささし運転や携帯電話使用等は禁止されていることを認識し、交通ルールを守って安全運転しましょう。



みんなで交通事故をなくしていきましょう

県民一人一人が、交通事故の防止を自らの課題として認識し、自発的に交通事故防止に配慮した行動をとるようにしましょう。

